

## 第1 準備書面の紹介

### 第1 訴えの変更の申立てについて

精神的損害賠償金を100円から100万円に増加する

### 第2 請求の原因

従前までの主張の中で、原子力損害賠償法（以下、「原賠法」とする。）の違憲性と、違憲でない場合において同法の文面の新たな解釈の提案をしている部分についての主張は撤回し、精神的損害の内容、及び損害賠償の依って立つ法的根拠を新たに提示します。

### 第3 本準備書面の提出にあたって

世界40ヶ国から4000名の原告を集めた原発メーカー訴訟の会の前事務局長の崔勝久と現事務局長の朴鐘碩は、弁護団から委任契約の解除をされたため、志をひとつにする原告とともに「原発メーカー訴訟の会・本人訴訟団」を結成し、新たに内外から「選定者」を募集して7名の「選定当事者」を中心にして原発メーカーの責任を追及します。訴状記載の請求の趣旨を変更して、賠償金の金額を増額するとともに請求の原因を変更した準備書面を提出いたします。

### 第4 私たちが原賠法に依拠した損害賠償請求をしない根拠について

私たちの主張する「精神的損害」は原賠法に記された、「放射線の作用若しくは毒性的作用・・・により生じた損害」と定義された「原子力損害」（原賠法第2条2項）には当てはまらないと判断しました。その他、支援機構法が原賠法の「責任集中の原則」破っていること、日米原子力協定におけるGEの免責条項の削除、原賠法制定時の資料の改ざん問題に触れます。

### 第5 シビア・アクシデント（過酷事故）と原発の平常運転の危険性について

軽水炉原発の致命的な問題点と、原発の平常の運転によって放射性物質が拡散し地域住民の健康と自然が汚染されている実態を明らかにします。

### 第6 精神的損害について

8項目にわたり、世界中の原告が被る、原発事故と日常の放射性物質の拡散による「不安」と「恐怖」が基本的人権の侵害であり、それが原発メーカーの不法行為に起因するものであることを明らかにします。

### 第7 私たちの主張の根底にある考え

原発体制が世界的な差別構造の上に成り立ち、人々の放射能に対する「不安」と「恐怖」の

解消のためには原発と核兵器をなくしていくしかないことを訴えます。

## 第8 私たちの主張

原発メーカーの不法行為が選定者・原告の精神的障害を引き起こしたことを明らかにして、被告の法的責任を追及することを主張します。

## 第9 私たちの主張の法的根拠

(1) 原発メーカー責任を問う「公序良俗違反」(民法90条)

原発の建設、輸出そのものが公序良俗に反し、メーカーと原発事業者の契約が不法であることを主張します。

(2) 「No Nukes 権」の拠って立つ法的根拠

(3) 製造物責任法の「欠陥」

(4) 民法709条の「過失」

(5) 「支援機構法」の「利害関係者」必要な措置

## 第10 結び

メーカー訴訟において裁判所が具体的に被告原発メーカーの何が問題であったのかを明らかにし、世界の英知を集めて審理を進めてくださり、歴史に残る判決を下して下さることを願ってやみません。ここから新たな歴史が始まるのです。

## 求釈明書のご紹介

被告 GE ジャパン、被告東芝、被告日立に対して、裁判所から明らかにしてもらいたい質問を上げています。

- (1) 企業としての道義的、社会的責任(CSR)について
- (2) 契約関係について
- (3) 販売を支える金融システムについて
- (4) その他海外に関する事
- (5) 現在の原子炉からの放射性物質の漏れについて
- (6) シビア・アクシデントについて